

第11次 港区交通安全計画（素案） 概要版

ご意見の募集期間
令和3年12月15日(水曜)から令和4年1月17日(月曜)まで

第1部 総論 P1~P9

第1章 基本的事項 P1~P2

■計画策定の背景及び視点 P1~P2

- 区では、交通事故等交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保し、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき、昭和48年以降10次にわたり交通安全計画を策定してきました。
- この計画はSDGs(持続可能な開発目標)の実現と港区内における道路交通の安全に関する諸施策の大綱です。


計画に関連する主なSDGsのゴール
- 国の第11次交通安全基本計画及び東京都の第11次東京都交通安全計画に基づき策定します。
- 区内における道路交通の安全に関する諸施策の大綱として、「交通事故のない世界一安全なまち港区」の実現を目指します。

第2章 港区の道路・交通事故状況 P3~P7

■港区の交通事故状況 P4~P7

	前計画策定時 平成28(2016)年	令和2(2020)年
高齢者と子どもの交通事故死者数	高齢者:122名 (死者1、重傷者4、軽傷者117) 子ども:42名 (死者0、重傷者0、軽傷者42)	高齢者:105名 (死者1、重傷者11、軽傷者93) 子ども:45名 (死者1、重傷者2、軽傷者42)
自転車の交通事故死者数	256人	259人
タクシー関与の交通事故件数	560件(関与率38.4%) ※都内の関与率の平均13.9%	319件(関与率27.9%) ※都内の関与率の平均9.9%
二輪車(自動二輪、原付)の交通事故件数	246件 (全事故件数に対する構成比10.5%)	191件 (全事故件数に対する構成比10.6%)
飲酒運転件数	0件(都内202件)	0件(都内151件)

第3章 第11次港区交通安全計画の目標 P8~P9

目標:毎年の交通事故死者数0(ゼロ)を目指すとともに交通事故負傷者数1,000人以下

計画期間:令和3年度から令和7年度までの5か年

第2部 重点課題と課題に関する取組 P10~P19

- 港区の交通状況の現況を踏まえ、第10次港区交通安全計画での**重点課題(①~⑤)の対応を維持**しながら、重点⑥「**新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進**」として、**デリバリーを目的とした自転車利用者に対する指導**等の新しい課題に対応した交通安全対策の推進を基本として重点課題と関連する取組を設定しました。また、**ヘルメットの着用促進、自転車損害賠償保険の加入促進**といった取組を**拡充**します。

- 重点課題**
- ①高齢者と子どもの交通安全の確保
 - ②自転車の安全利用の推進
 - ③タクシー事故の防止
 - ④二輪車事故等の防止
 - ⑤飲酒運転の根絶
 - ⑥新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進

重点課題	重点課題に関する主な取組	前計画から の変更点	本編 ページ
①高齢者と子どもの交通安全の確保	高齢者と子どもへの交通安全対策	更新	P10
	高齢運転者の交通安全対策	継続	P11
	交通安全教育の推進	継続	P11
	通学・通園時における交通安全の確保	新規	P12
②自転車の安全利用の推進	教育・啓発の推進	更新	P13
	指導取締りの強化	継続	P14
	自転車の安全性の確保	拡充	P14
	放置自転車対策の推進	継続	P15
	自転車利用環境の整備	継続	P15
③タクシー事故の防止	損害賠償保険等への加入促進	拡充	P15
	教育・啓発の推進	継続	P16
	指導取締りの強化	継続	P16
④二輪車事故等の防止	道路交通環境の整備	継続	P17
	教育・啓発の推進	継続	P17
	指導取締りの強化	継続	P17
⑤飲酒運転の根絶	広報啓発活動の充実・強化	継続	P18
	指導取締りの強化	継続	P18
⑥新しい日常・サービスに対応した交通安全対策の推進	オンライン教育ツールの活用	新規	P19
	教育手法の見直し	新規	P19
	新たなサービスの利用者への交通安全対策	新規	P19

第3部 実施する施策 P20~P44

- 交通安全対策の具体的な行動を定めます。各施策には重点課題に対する取組も含んでいます。

分野	施策
第1章 道路交通環境の整備	P22 ~ P26 ・道路の整備(道路等の公共施設のバリアフリー化等) ・交通安全施設等の整備(標識・標示の整備等) ・その他の道路交通環境の整備(橋りょうの計画的な整備等) ・自転車利用環境の整備(自転車走行空間整備の促進等)
第2章 道路交通秩序の維持	P27 ~ P31 ・交通実態に対応した交通規制の推進(高齢者対策等) ・都市交通機能確保のための交通対策(路線バスの優先対策等) ・放置自転車対策の推進(自転車等駐車場の整備等) ・指導取締りの強化(タクシー事故防止、自転車・電動キックボード・小型モビリティに対する指導強化等)
第3章 交通安全意識の普及徹底	P32 ~ P39 ・生涯にわたる交通安全教育の推進(学校等における交通安全教育等) ・通学・通園時における交通安全の確保(通学路の安全の確保等) ・地域社会における交通安全意識の高揚(地域の交通安全組織の拡大と育成) ・交通安全に関する広報活動の充実(様々な広報媒体による広報活動、電動キックボード等の新モビリティ利用者等の普及啓発等)
第4章 安全運転と車両の安全性の確保	P40 ~ P42 ・安全運転の確保(自転車利用者のヘルメットの着用促進、自転車の点検整備の啓発等)
第5章 救助・救急と被害者支援	P42 ・救助・救急体制の整備(救助・救急活動技能の向上等) ・交通事故被害者の支援(子どもの自転車損害賠償保険等への加入等)
第6章 災害発生時における道路交通対策	P43 ~ P44 ・災害に強い交通施設等の整備(電線類の地中化の推進等) ・災害発生時の対策(緊急通行車両等の交通の確保等)